

第2回石川県物価高騰対策支援金支給要綱（令和7年度児童福祉施設等分）

（趣旨）

第1条 報酬等が公定価格として定められ、エネルギー価格・物価高騰の影響を価格に転嫁できない県内児童福祉施設等に対し、光熱費・食費等の高騰分を支援するため、予算の範囲内において、第2回石川県物価高騰対策支援金（令和7年度児童福祉施設等分）（以下、「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、児童福祉施設等とは、次項各号に定める施設、事業所（以下、「施設等」という。）を指す。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。（県又は市町以外の者が設置するものに限る。）
- （2）認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。（県又は市町以外の者が設置するものに限る。）
- （3）地域型保育事業所 児童福祉法第6条の3第9項から第12項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を実施する事業所をいう。（市町以外の者が設置するものに限る。）
- （4）幼稚園 学校教育法第1条に規定する幼稚園（学校法人が設置するものに限る。）
- （5）児童養護施設等 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を実施する事業所をいう。
- （6）放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する事業所をいう。（市町以外の者が運営するものに限る。）

(事務の取扱い)

第3条 石川県から支援金事業を委託された「石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(支給の対象)

第4条 令和7年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、事業継続予定である保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、児童養護施設等、放課後児童クラブを運営する者を支給の対象とする。

(支給額)

第5条 支給額は、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意した者でなければ、支援金を支給しない。

- (1) 支給対象施設の要件を満たしていること
- (2) 支給のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 支援金の申請は、1施設につき1回限りとすること
- (4) 石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (5) 県税の滞納がないこと
- (6) 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- (7) 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(申請)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、第2回石川県物価高騰対策支援金申請書

(令和7年度児童福祉施設等分) (様式第1号) を、令和7年10月31日までに知事に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第8条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給の決定をする。

2 支給の決定をした場合には、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金を速やかに支給する。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認められたときは、第2回石川県物価高騰対策支援金不支給決定通知書(令和7年度児童福祉施設等分) (様式第2号) により支援金の交付の申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第9条 知事は、支援金の支給をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の支給を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を支給することが適当でないと認められた場合

(支援金の周知等)

第10条 知事は、支援金の支給に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による児童福祉施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、児童福祉施設等から第7条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、給付

対象者が支援金の給付を辞退したものとみなす。

- 2 知事が第8条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第12条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

区分		支給金額
1	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園	定員 1 名あたり 0.5 千円
2	児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム	定員 1 名あたり 3 千円
3	放課後児童クラブ	1 施設あたり 5 千円

注 1 暫定定員を設定している場合は、暫定定員。

注 2 ファミリーホームは現員